安全点検及び点検結果報告について (参考)

改正後

改正前

条 -対象者:広告物又は掲出物件の所有者又は占有者 点検義務 記載なし 実施者:管理者 例 広告物又は掲出物件自体の 高さが4mを超えるもの又は表示面積が10㎡を超えるもの 点検の対象物 ※直塗、シートを直接貼り付けるもの、光を投影して表示 するものは除く。 ·屋外広告士 •建築士(1級, 2級, 木造) ・電気工事士(第1種,第2種) 管理者の資格 •電気主任技術者(第1種, 第2種, 第3種) ・上記の者と同等以上の知識を有すると知事が認めた者 規 (=公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本 記載なし 屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者) 則 該当年※の許可時(許可期間は全て1年以内) 点検報告の時期 ※表示・設置日から5年経過した時点、それ以降は3年ごと 1.安全点検報告書(様式1面) 2.別紙(様式2面)(点検実施した広告物等の写真,点検 点検報告を要する 方法, 所見 を記載したもの) 許可更新時の添付書類 3.管理者の資格を証する書面の写し

※1.2.は広告物等ごとに作成